

## 裁 決 書

審査請求人

処 分 庁

審査請求人が、平成24年9月13日付で提起した生活保護却下決定処分に係る審査請求( )号)及び平成24年10月2日付で提起した生活保護却下決定処分に係る審査請求( )号)を併合して審理し、次のとおり裁決する。

## 主 文

が、平成24年7月9日付 号及び平成24年8月13日付 号で行った生活保護申請却下決定処分を取り消す。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 審査請求に至る経緯

(以下「処分庁」という。)は、生活保護法(以下「法」という。)第24条第1項に基づき、平成24年7月9日付及び平成24年8月13日付で審査請求人 (以下「請求人」という。)に対し、2件の生活保護申請却下決定処分(以下「本件処分①」、「本件処分②」という。)を行ったところ、請求人はこれを不服として、平成24年9月13日付及び平成24年10月2日付で沖縄県知事(以下「当庁」という。)に対し、審査請求を提起した事案である。

#### 2 本件請求の趣旨及び理由

処分庁による本件処分の理由は、平成24年7月9日付 号の保護却下決定通知書によると「調査不能のため」とし、平成24年8月13日付中福 号の保護却下決定通知書によると「保護申請に伴う実地調査

をするために、電話連絡や家庭訪問をしたが、連絡がとれず、家庭訪問調査が行えないため却下する。」としてる。

これに対して請求人による本件審査請求の理由は、審査請求書によるといざいれも「調査されていない」等と主張している。

本件審査請求については、処分庁が決定した本件処分に納得がいかず、処分の取消を求めるものと解する。

## 第2 当庁の認定した事実及び判断

### 1. 認定事実

(1) 平成24年6月25日

請求人が処分庁に対して、法による保護の申請を行ったこと。

(2) 平成24年6月26日

処分庁の職員が、請求人に対して家庭訪問の日程調整のため電話連絡を行ったこと。その際、概ね以下のやり取りが行われたこと。

※電話連絡の内容

【処分庁】：6月29日に家庭訪問を行いたい。

【請求人】：6月29日は病院に行くかもしれない。6月28日にしか日程がはっきりしない。

【処分庁】：日程がわかったら連絡を貰いたい。

(3) 平成24年6月28日

処分庁の職員は上記(2)の連絡がなかったため、請求人へ電話連絡を行ったこと。その際、請求人が受話しなかったこと。

(4) 平成24年6月29日

処分庁の職員が請求人に対して電話連絡したところ、「本日はこれから病院に行くため、終日時間がとれない。7月2日も通院があり、何時頃に終わるか分からない。7月3日は一日、7月4日は午後からなら大丈夫」と回答したこと。

(5) 平成24年7月2日

処分庁の職員が、請求人へ電話連絡をしたこと。その際「電源が入っていないか電波が届かない場所にあるためかからない」として、請求人と連絡がとれなかったこと。

(6) 平成24年7月3日

処分庁の職員が、請求人へ電話連絡をしたこと。その際、請求人が受話しなかったこと。

(7) 同日

処分庁の職員が請求人宅を訪問したところ、請求人が不在であったこと。

処分庁の職員は、家庭訪問の日程調整を行いたいので連絡が欲しい旨の連絡票を郵便受けに投函しようとしたが、「郵便物がいっぱいになっていたため、連絡票を封筒に入れ、鉢植えで押さえて玄関前に置いた」こと。

(8) 平成24年7月4日

処分庁の職員は、上記(4)を踏まえて、請求人へ電話連絡をしたこと。その際、請求人が受話しなかったこと。

(9) 同日

処分庁の職員が、請求人宅を訪問したこと。その際、上記(7)の「連絡票はそのままになっていた」こと。

(10) 平成24年7月5日、同年7月6日、同年7月9日

処分庁の職員が、請求人へ電話連絡をしたこと。その際、請求人が受話しなかったこと。

(11) 平成24年7月9日

処分庁は、上記(1)の申請から「14日経過するが、請求人と連絡が取れず、保護の決定に係る調査ができない」として、本件処分①を行ったこと。

(12) 平成24年7月30日

請求人が処分庁に対して、法による保護の申請を行ったこと。

(13) 平成24年8月6日

処分庁の職員が、請求人へ電話連絡をしたこと。その際、請求人が受話しなかったこと。

(14) 平成24年8月7日

処分庁の職員が請求人宅を訪問したところ、請求人が不在の様子であった

ため、処分庁の職員は「申請日から1週間以内を目安に訪問調査を計画しています。」と記載した連絡票を郵便ポストへ投函したこと。

(15) 平成24年8月10日

処分庁の職員が、請求人へ電話連絡をしたこと。その際、請求人の電話は「話し中の状態」であり、請求人と連絡がとれなかったこと。

(16) 平成24年8月13日

処分庁の職員が請求人宅を訪問したところ、請求人が不在であったこと。処分庁の職員は「訪問訪問の日程について、調整したいため、電話願います。担当員不在の場合には、希望の日時を伝言してください。折り返し、日程確約の連絡をいたします。」と記載した連絡票を郵便ポストへ投函したこと。

(17) 同日

処分庁は、上記(12)の保護申請から14日経過するが、請求人と連絡が取れないため、再度訪問を行い保護の決定に係る調査が出来ない場合は、平成24年8月13日付で、保護の申請を却下することを決定したこと。

(18) 平成24年8月15日

処分庁の職員が請求人宅を訪問したところ、請求人が不在の様子であったこと。処分庁は、上記(17)を踏まえて本件処分②を行ったこと。

(19) 平成24年8月16日

請求人が処分庁に対して電話連絡を行ったこと。その際、処分庁の職員が請求人に対して上記(18)の決定内容を伝えたこと。

(20) 処分庁は請求人に対して、訪問調査の趣旨、必要性等について説明を行っていないこと。上記(7)(14)(16)の連絡票には、家庭訪問調査の必要性についての説明など請求人の協力を得るための記載はなされていないこと。

## 2 判断

(1) 法令等

ア 法第28条は、第1項において「保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項

を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。」とし、第4項において「保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。」とし、調査及び検診について定めている。

イ 生活保護問答集について（平成21年3月31日付け 厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下、「別冊問答集」という。）問13-37では、「調査に必要な要保護者の協力が得られないような場合には、その調査が必要な理由、及び必要な協力の具体的な内容について懇切丁寧に説明し、それでもなお協力が得られないのであれば、決定に必要な事実が明らかとならないから、実施機関は事実上決定ができないので、そのような場合は、調査が完了し、困窮の事実が明らかとなるまでは保護の決定を行うべきでない。なお、要保護者があくまで調査を拒み、妨げるときは、法第28条第4項に基づき申請却下等の措置をとることとなる。」としている。

(2) 本件処分について

法第28条第1項及び4項では、保護の実施機関は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることを認めており、これらの権限の実効性を担保するために、保護の実施機関は、要保護者がこの調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、保護の開始の申請を却下することができる」と規定している（法令等ア）。

上記の取り扱いについて別冊問答集問13-37では、調査に必要な要保護者の協力が得られないような場合には、その調査が必要な理由、及び必要な協力の具体的な内容について懇切丁寧に説明し、それでもなお協力が得られないのであれば、決定に必要な事実が明らかとならないから、実施機関は事実上決定ができないので、そのような場合は、調査が完了し、困窮の事実が明らかとなるまでは保護の決定を行うべきでない。なお、要保護者があくまで調査を拒み、妨げるときは、法第28条第4項に基づき申請却下等の措置をとることとなる」としている（法令等イ）。

これを本件処分①、本件処分②についてみると、処分庁の職員は請求人に対

して、家庭訪問の日程調整等のために電話連絡を行ったこと及び請求人宅を訪問したことが認められるが（認定事実(2)～(10)、(13)～(16)、(18)）、請求人に対し、訪問調査が必要な理由やこれに協力することが請求人の利益であること等についての説明が実施されることなく、いずれの処分も決定に至っていることが認められる（認定事実(20)）。

処分庁は、請求人と連絡がとれなかったことに伴い結果として訪問調査の必要性についての説明を行うことが出来なかったほか、請求人の家庭状況を把握することが出来なかったものと思慮されるが、そのような場合は、調査が完了し、困窮の事実が明らかとなるまでは保護の決定を行うべきではなく、仮に調査が行えないことを理由として保護の申請却下処分を行う場合には、調査の必要性を説明し、あくまで請求人がこれを拒む場合に調査が行えないとして処分を行うべきであったと考える。

よって、訪問調査が必要な理由やこれに協力することが請求人の利益であること等についての説明が実施されていない本件処分①及び本件処分②は手続きに瑕疵があったと言わざるを得ないことから、これを取り消すことが適当と考える。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成25年8月19日

沖縄県知事

仲井眞 弘多

（教示）

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。